

令和8年

2月定例総会会議録

酒田市農業委員会

令和8年2月定例総会 会議録

1 日 時 令和8年2月12日(木) 午前9時30分 開議

2 場 所 中町庁舎 62号室

3 出席委員(28名)

1番	莊司太一郎	委員	2番	後藤 保喜	委員	3番	池田 良之	委員
4番	大場 重樹	委員	5番	石川 渡	委員	6番	佐藤 良	委員
7番	吉高祐二郎	委員				9番	佐藤 秀之	委員
10番	飯塚 将人	委員	11番	佐藤 晴子	委員	12番	兼山 宏勝	委員
13番	尾形 大介	委員	14番	樋口 準二	委員	15番	佐々木浩希	委員
16番	佐藤 浩良	委員	17番	高橋 公基	委員	18番	三浦ひとみ	委員
19番	佐藤 利篤	委員	20番	阿部 香美	委員	21番	土田 治夫	委員
22番	伊藤 正行	委員	23番	佐々木治人	委員	24番	伊與田明子	委員
25番	川村 恵実	委員	26番	齋藤 均	委員	27番	佐藤 耕造	委員
28番	田村 晴久	委員	29番	遠田 裕己	委員			

4 欠席委員(1名)

8番 五十嵐弘樹 委員

5 事務局職員出席者

事務局長 玉澤千秋 農地主査 安倍 誠 農地係長 齋藤敏夫
主事 水島直哉 専門員 佐藤久志 調整主任 小松文緒

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第5条届出書の受理について
3. 農地の現況等に係る照会に対する回答について
4. 解約
5. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

7 議 事

議第 7号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第 8号 農地法第5条の規定による許可申請について
議第 9号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請について
議第10号 農用地利用集積等促進計画の認可について
議第11号 非農地判断について
議第12号 各証明願いについて

8 開 会

開 会
(午前9時30分 開会)

○玉澤事務局長

おはようございます。

ただいまから令和8年2月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。

総会の開会に当たり、齋藤会長が挨拶を申し上げます。

○齋藤 均 会長

(挨拶)

○玉澤事務局長

総会の議長は、酒田市農業委員会規定第19条により会長が務めるとなっております。

齋藤会長、よろしくお願ひいたします。

○齋藤 均 議長

それでは、皆さんのご協力によりまして議事を円滑に進行したいと思います。

本日の欠席委員は、8番、五十嵐弘樹委員の1名です。吉高委員、佐藤晴子委員に関しては、遅れるということの報告を受けております。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

◎議事録署名委員の指名

○齋藤 均 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。

選任の方法は、議長にご一任願ひします。

議事録署名委員に、6番、佐藤良委員、7番、吉高祐二郎委員の両名にお願ひいたします。

◎報告事項

○齋藤 均 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を求めます。

○玉澤事務局長

報告事項については、議案の3ページからになります。

今回の報告事項は、1番、農地法第3条の3届出書の受理について17件、2番、農地法第5条届出書の受理について4件、3番、農地の現況等に係る照会に対する回答について4件、4番、解約1件、5番、農地法第18条第6項の規定による通知受理について15件、以上41件について農地係長が報告いたします。

○齋藤農地係長

(報告事項を朗読説明する)

○齋藤 均 議長

報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方お願ひします。

ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議 事

○齋藤 均 議長

これより議事に入ります。

議第7号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○玉澤事務局長

議第7号 農地法第3条の規定による許可申請については、22件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について農地係長が説明いたします。

○齋藤農地係長

それでは、引き続き農地法第3条の規定による許可申請について、22ページをご覧ください。

なお、今回の農地法第3条の許可申請については、全ての案件におきまして、全部効率活用要件、農業常時従事要件、地域との調和要件まで、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。

また、今回の3条案件では、農業者年金への影響はございません。

それでは、酒田16番、使用貸借で広野、浜中の畑、田んぼ15筆、広野の〇〇さんから広野の〇〇さんへ、申請事由、その他で、年金を伴わない親子間の経営移譲となりまして、20年間の使用貸借となります。

酒田17番、使用貸借で横代の田んぼ4筆、横代の〇〇さんから横代の〇〇さんへ、申請事由、その他で、こちらも年金を伴わない親子間の経営移譲で10年となります。

酒田18番、賃貸借で刈穂の田んぼ1筆、刈穂の〇〇さん法定相続人代表〇〇さん、相手方の要望で、10アール当たり1万円の3年間の賃貸借契約となります。

酒田19番、所有権移転で生石の田んぼ3筆、生石の〇〇さんから、生石の〇〇さんへ、こちらは、申請事由、その他で贈与となっております。

続きまして、酒田20番、所有権移転、米島の田んぼ1筆、〇〇さんから、山楯の〇〇さんまで、こちらは相手方の要望で、別紙資料のほう、1ページのほうをご覧ください。酒田20番、10アール当たりの金額が49万9,300円となりまして、合計金額が142万3,000円となります。

議案のほうにお戻りください。

酒田21番、所有権移転で新堀の田んぼ1筆、新堀の〇〇さんから新堀の〇〇さんへ、相手方の要望、別紙資料1ページ目をご覧ください。酒田21番、10アール当たりの金額が25万円、合計金額が5万2,750円となっております。

議案のほうにお戻りください。

酒田22番、所有権移転で上野曾根の田んぼ1筆、こがね町1丁目の〇〇さんから上野曾根の〇〇さんへ、相手方の要望で、別紙資料1ページのほうをご覧ください。酒田22番、10アール当たりの金額が19万5,200円、合計金額が39万円となっております。

酒田23番、議案のほうにお戻りください。所有権移転で漆曾根の田んぼ1筆、円能寺の〇〇さんから漆曾根の〇〇さんへ、相手方の要望となっております。資料1ページをご覧ください。酒田23番、10アール当たりの金額が40万円、合計金額17万9,600円となっております。

酒田24番、議案のほうをご覧ください。酒田24番、所有権移転、刈屋の田んぼ1筆、刈屋の〇〇さんから刈屋の〇〇さんへ、相手方の要望で、後ろのほう、別紙資料1ページをご覧ください。酒田24番でございしますが、10アール当たりの金額が330円、合計金額が1,000円でございます。こちらにつきましては、〇〇さんのほうが親戚同士でございまして、贈与という方法についても事務局のほうからお話をさせていただいたんですけれども、ご本人たちのほうが贈与ではなくて、売買でお譲りしたいということの強い意向があったものですから、こちらの金額となったものです。

酒田25番、所有権移転、漆曾根の田んぼ1筆、浜田1丁目の〇〇さんから熊手島の〇〇さんへ、売買で相手方の要望となっております。酒田25番、別紙資料をご覧ください。酒田25番、10アール当たりの金額が28万2,100円で、合計金額が150万円となっております。

議案のほうにお戻りください。

酒田26番、所有権移転、広野の畑1筆、大宮3丁目の〇〇さんから広野の〇〇さんへ、相手方の要望となっております。

資料をご覧ください。10アール当たりの金額が16万3,900円となっております。合計金額が2万円です。

議案のほうにお戻りください。

酒田27番、所有権移転で広野の田んぼ1筆、浜中の〇〇さんから黒森の〇〇さんへ、相手方の要望となっております。

別紙資料1ページをご覧ください。酒田27番、10アール当たりの金額が30万円、合計金額が30万5,100円となっております。

続きまして、八幡地区お願いいたします。

○佐藤専門員

それでは、八幡地区10件になります。

26ページからお願いいたします。

八幡6番、7番、関連で、賃貸人が同一人物で、賃貸借権の設定になります。

八幡6番、上青沢の田んぼ4筆、遊佐町の〇〇さんから岡島田の〇〇さん、申請事由は相手方の要望、賃借料は10アール当たり1,000円。期間につきましては令和8年3月2日から10年間、利用集積事業の満了による農地法3条での賃貸借権の行使になります。

八幡7番、上青沢の田んぼ1筆、同じく遊佐町の〇〇さんから岡島田の〇〇さんへ、こちらも申請事由は相手方の要望、賃借料は10アール当たり1,000円、期間は令和8年3月1日から10年間、利用集積事業の満了による農地法3条での賃貸借権の行使になります。

八幡8番から、次のページ、八幡9番は関連で、賃借人〇〇さんは同一人物で、賃貸借権設定になります。

八幡8番、下青沢と大蔵の田んぼ5筆、仙台市宮城野区の〇〇さんから大蔵の〇〇さんへ、申請事由は相手方の要望、賃借料は、これまでの契約どおり米、総額180キロ。算定量におきましては、大蔵字前田の農地面積を基に双方で合意したものです。期間は令和8年3月1日から令和12年12月31日の五年分になります。利用集積事業の満了による農地法3条での賃貸借権の行使になります。

八幡9番、大蔵の田んぼ6筆、大蔵の〇〇さんから、同じく大蔵の〇〇さんへ、そちらにつきましても、申請事由は相手方の要望、賃借料はこれまでどおりの契約どおりで、米260キロ。八幡8番同様、大蔵前田の農地を基に算定しているということになります。期間も令和8年3月1日から令和12年12月31日までということになります。利用集積事業の満了による農地法3条での賃貸借権の行使になります。

八幡10番、寺田の田んぼ1筆、寺田の〇〇さんから吉田新田の〇〇さんへ、申請事由は相手方の要望、賃借料は10アール当たり1万円、期間は令和8年2月13日から20年間、新規になります。

八幡11番、大久保の田5筆、大久保の〇〇さんから同じく大久保の〇〇さんへ、申請事由は相手方の要望、賃借料は10アール当たり1万円、期間は令和8年3月1日から10年間です。利用集積事業の満了による農地法3条での賃貸借権の行使になります。

28ページに移ります。

八幡12番、草津と上黒川の田んぼ4筆、賃貸借権の設定になります。東京都三鷹市の〇〇さんから、〇〇さんになります。申請事由は相手方の要望、賃借料は備考欄に記載どおり10アール当たり、字芦巻が5,000円、字草田は8,000円、上黒川字大台は2,500円となっております。期間は令和8年3月1日から10年間、新規で議事参与の制限のあっせんになります。

八幡13番、所有権移転の売買で、上黒川の田んぼ、上黒川の〇〇さんから、山楯の〇〇さんです。申請事由は相手方の要望、価格につきましては、別紙資料1ページをご覧ください。八幡13番になります。10アール当たり32万4,000円、総額30万円からの割り返しになります。

議案にお戻りください。

八幡14番、先ほどの報告事項、19ページ、八幡3番による合意解約に至った農地になります。八幡14番、所有権移転の売買で、橋本の田1筆、橋本の〇〇さんから、同じく橋本の〇〇さんへ。譲受人

の経営面積、0平米となっておりますけれども、譲受人は株式会社〇〇の代表取締役で、自身の所有農地の貸付地のほか、法人で5件、36万2,000平米ほど耕作しております。法人の方針で、法人としての所有権を所持しないことから、個人名義で取得したいとのことでありました。申請事由は相手方の要望、価格は、再度、別紙資料1ページをご覧ください。八幡14番、10アール当たり41万8,000円、総額70万円からの割り返しになります。

議案にお戻りください。

29ページに移ります。

八幡15番は、酒田6番と関連で、賃貸人が同一人物で、賃貸借権設定になります。八幡15番、大久保の田、刈穂の〇〇さん、相続人、刈穂の〇〇さんから、大豊田の〇〇さんへ。申請事由は相手方の要望、賃借料は10アール当たり1万円、期間は令和8年2月13日から3年間で、新規になります。

農地法3条の許可申請につきましては以上となります。よろしくご審議お願いいたします。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○12番 兼山宏勝委員

12番、兼山です。

本日、五十嵐農地調査委員長が欠席のため、私のほうからご報告いたします。

2月6日に第5班による農地調査委員会を行っております。

議第7号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。

今回の議案の中で、地元農業委員からは、現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば、初めにお願いします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。

初めに農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。

議事参与の制限に該当する案件として、7番、吉高祐二郎委員に退席を求めます。

暫時休憩いたします。

午前 9時55分 休憩

午前 9時56分 再開

○齋藤 均 議長

再開します。

議事参与の制限に係る案件について、番号を申し上げます。

八幡12番について、ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、八幡12番の質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の議案1件について、許可決定とすることに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、これら1件について許可決定といたします。
ここで、7番、吉高祐二郎委員の退席を解除いたします。
暫時休憩します。

午前 9時57分 休憩

午前 9時58分 再開

○齋藤 均 議長

再開します。

続きまして、これまで許可決定した農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の議案以外について審議します。

ご質問、ご意見のある方お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、採決に入ります。

議事参与の制限の議案以外を許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議事参与の制限の議案以外を許可決定といたします。

以上により、議第7号については全て許可決定となりました。

続きまして、議第8号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○玉澤事務局長

議第8号 農地法第5条の規定による許可申請については、2件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について農地係長が説明いたします。

○齋藤農地係長

私のほうから、引き続き説明させていただきます。

議案の30ページをご覧ください。

農地法第5条の規定による許可申請について2件でございます。

まず、酒田2番、賃貸借で本楯の田んぼ1筆、土地の面積が8,598平米、実測が623平米、出し手が本楯の〇〇さん、受け手が〇〇さんになっています。申請事由が工事用資材置場敷地、農地区分は農用地区域となっております。こちらは、実際は令和8年3月1日から半年間の賃貸借となっております。転用理由としては、隣の敷地のほうに本楯のカントリーエレベーターサイロの増設工事に伴う工事用資材置場を置くための敷地となっております。

別紙資料のほうをご覧ください。2ページ目となります。

場所は本楯地区、本楯コミセンの南東方向の約800メートルに位置し、市道本楯9号線の東側となります。

3ページ目をご覧ください。

本楯カントリーエレベーターサイロの北側となります。配置図のとおり、南側にカントリーエレベ

ーターサイロを増設するため、隣接する北側の農地に工事用の資材を置く計画となっております。資材置場自体は約630平米ほどですが、大型クレーンによる作業を予定しており、作業中の事故防止のため、工事中は作付けを行わない予定です。なお、借り手側からの作付補償が行われる旨のお話を伺っております。

4 ページ目の現地写真をご覧ください。赤線が申請地で、上段の①は南側、敷地側から北側を写した写真です。下段の②は北西側、市道側から施設側に向かって写した写真です。撮影方向は、2 ページ、下段の図面に記載しておる番号となっております。

説明は以上となります。ご審議よろしく申し上げます。

○小松調整主任

続いて、松山1 件になります。

松山1 番、所有権移転、西田の田んぼ 3 筆、字西田〇〇さんから字西田、〇〇さんへ。〇〇さんは、お麩などの製品の製造をしている会社です。転用理由は、既存工場の激しい老朽化と製品によるさらなる作業スペース及び原料倉庫、製品倉庫の確保が必要となっていたため、隣接農地の食品工場兼倉庫を増設敷地として転用するものです。なお、農地区分は、生産性の低い農地のため、第2 種農地の判断をしております。

なお、当該敷地は白地となります。許可基準としては、日常生活上、必要な施設で、集落に接続のため、許可基準は満たしているものと考えます。

続いて、別紙資料をご覧ください、本来、1 ページの転用の圃場許可のところに10アール当たりの価格のほうを載せるところ、そちらの資料が、農地調査委員会に、当時のままとなっております記載されておられません。10アール当たりの価格が、10aで6,000円となっております。総額で180万円です。

続きまして、5 ページをご覧ください。

位置図からご覧いただきます。当該申請地は、松山総合支所から南東方向150メートルほど離れた〇〇と松山診療所の南側に位置しております。

続いて、7 ページの字限図をご覧ください。

赤枠で囲まれたところが当該農地となります。北東のほうが〇〇さんの既存工場となりまして、その下が一般の住宅と市道と南側のほうには国所有の農道に囲まれておりまして、隣接する農地、生産者の農地はないものです。

松山は以上となります。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○12番 兼山宏勝委員

12番、兼山です。

議第8号 農地法第5条の規定による許可申請について、農業委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

それでは、質疑に入る前ではございますが、5条許可申請の案件ですので、地元委員の現地調査の結果を確認いたします。

酒田2番の現地報告を10番、飯塚将人委員より報告願います。

○10番 飯塚将人委員

10番、飯塚です。

事務局と現地調査を行いました。先ほど説明ありましたとおり、申請地の面積は小さいんですけども、クレーンなどを入れるため、安全を考慮した面積になっております。ちなみに、この補償額というのが、今年の概算金はまだ決まっておりますが、掛ける10俵で、掛ける経費分50%を引かせてもらうというような数字、農協の支払いの数字でした。

以上です。審議のほうよろしく申し上げます。

○齋藤 均 議長

続いて、松山1番の現地報告を19番、佐藤利篤委員より願います。

○19番 佐藤利篤委員

19番 佐藤です。

松山1番、事務局と現地調査を行いました。

周囲への影響はなく、転用はやむを得ないと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

○齋藤 均 議長

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第8号 農地法第5条の規定による許可申請について許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第8号については許可決定といたします。

続きまして、議第9号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○玉澤事務局長

議第9号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請については、農地中間管理事業、所有権の移転1件です。こちらをやまがた農業支援センターに農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請することの可否を決定しようとするものであります。

詳細を農地係長より説明いたします。

○齋藤農地係長

それでは、議案書、議第9号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請について、議案書の31ページをご覧ください。

令和5年4月に基盤法が改正されまして、令和7年4月からは経過措置も終了したことから、農地の売買については、農地法第3条による方法と、農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画による方法の二通りとなりました。

そこで、中間管理事業による農用地利用集積等促進計画を策定するには、農地中間管理機構に促進計画を定めるよう要請する手続が必要となり、要請してよいかをご審議いただくものです。

31ページ目のほうでご覧いただきましたとおり、こちらは、内容は1月10日の定例総会にて買入協議についてとして、皆様からご承認いただきました内容と同じとなります。買入れ協議と次の手続となります。

所有権移転、出し手が1人で、受け手1名、筆数は7筆、面積は2万9,341平米となります。

32ページ目をご覧ください。

特中3番、南遊佐地区、出し手は米島の〇〇さん、受け手は山楯の〇〇さんです。対象の農用地は7筆です。公告協定日は令和8年3月31日となっております。

価格は10アール当たり50万3,000円です。金額は計475万6,000円となります。

以上となります。

○齋藤 均 議長
農地調査委員会の報告をお願いします。

○12番 兼山宏勝委員
12番、兼山です。
議第9号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請についてですが、農地調査委員会では協議及び審議の結果、特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長
これより質疑に入ります。
ご質問、ご意見のある方をお願いします。
ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長
ないようですので、質疑を打ち切ります。
議第9号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請について、計画決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長
異議ないようですので、議第9号については要請決定といたします。
続きまして、議第10号 農用地利用集積等促進計画の認可についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○玉澤事務局長
議第10号 農用地利用集積等促進計画の認可については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、やまがた農業支援センターから認可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。
詳細について、農地係長が説明いたします。

○齋藤農地係長
続きまして、議案の33ページ目をご覧ください。
議第10号 農用地利用集積等促進計画の認可についてでございます。
内容としましては、1月定例総会においてご承認いただきまして、促進計画策定の予定をしております案件となります。
このたび、やまがた農業支援センターより、議案書34ページのとおり、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可申請があったことから、認可してよろしいかどうかをご審議いただくものとなります。

なお、認可につきましては、農地中間管理事業の推進に係る法律では、県知事の認可を受けなければならないとされておりますが、酒田市では、山形県より認可・公告の権限の委譲を受けておりますので、酒田市において認可するものです。

それでは、内容をご説明いたします。

11番、本楯地区、出し手は本楯の〇〇さん、受け手は本楯の〇〇さんです。対象の農用地は、本楯の田んぼ1筆、公告予定日は令和8年2月17日です。

農地価格は10アール当たり50万円ですが、こちらは変形であるため45万円となっております。総額は312万7,000円となります。

続きまして、特中2番、酒田地区、出し手は鶴岡市の〇〇さん、受け手は亀ヶ崎の〇〇さんとなっております。対象農地は、字仁助谷地の田んぼ1筆、公告予定日は令和8年2月17日です。近郊類似価格は10アール当たり50万円、総額87万4,000円となります。

1月定例総会で要請を出しました案件と同じになります。
説明は以上になります。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

なお、特中2番が兼山副調査委員長の議事参与案件となっておりますので、土田会長職務代理者より報告をお願いいたします。

○21番 土田治夫委員

21番、土田です。

私も調査委員会の会議に出ていましたので、兼山委員に代わって私のほうからご報告します。

兼山調査副委員長の議事参与案件となるため、私のほうからご報告いたします。

議第10号 農用地利用集積等促進計画の認可について、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、許可することに特に問題なしとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

それでは、質疑に入ります。

初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。

議事参与制限に該当する案件として、12番、兼山宏勝委員に退席を求めます。

暫時休憩いたします。

午前10時12分 休憩

午前10時13分 再開

○齋藤 均 議長

再開します。

議事参与の制限に係る案件について、番号を申し上げます。

農地中間管理事業（1）所有権移転、特中2番について、ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ご質問ございませんか。

（発言する者なし）

○齋藤 均 議長

ないようですので、農地中間管理事業（1）所有権移転、特中2番の質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の議案1件について許可決定とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、これら1件について許可決定といたします。

ここで、12番、兼山宏勝委員の退席を解除いたします。

暫時休憩します。

午前10時15分 休憩

午前10時16分 再開

○齋藤 均 議長

再開します。

続きまして、これまで計画決定した農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の議案以外について審議します。

ご質問、ご意見のある方お願いします。
ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。

議事参与の制限の議案以外を許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議事参与の制限の議案以外を許可決定といたします。
以上により、議第10号については全て許可決定となりました。
続きまして、議第11号 非農地判断についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○玉澤事務局長

議第11号 非農地判断については、遊休農地に関する措置において、その土地の状況が農地として再生利用困難と見込まれるものについて農地台帳から除外することとなっているため、その判断を求めるものです。

詳細は農地係長が説明いたします。

○齋藤農地係長

それでは、議第11号 非農地判断について、議案書35ページをご覧ください。

例年、農地法第3条に基づき実施している農用地利用状況調査、農地パトロールにおいて、山林、原野の様相を呈しているなど、再生利用が困難と見込まれると区分した土地については、農林水産省の通知に基づき農地台帳からの除外を行うこととなっております。

今回、農地判断の審議をいただく土地は、1番、東平田地区、北沢字入ノ沢の畑1筆、132.24平米、北沢の〇〇さんの所有となっております。現況は山林です。

2番、北沢字入ノ沢の畑1筆、23平米、北沢の〇〇さんの所有となっております。現況は山林です。

3番、北沢字入ノ沢の畑4筆、394平米、兵庫県宝塚の〇〇さんの所有です。現況は山林です。

4番、北沢字入ノ沢の畑2筆、65.91平米、北沢の〇〇さんの所有となっております。現況、山林となっております。

いずれも農地パトロールにおいて再生利用が困難と確認された土地になります。

また、当該地に係る影響について、①多面的機能支払交付金、②農業者年金、③中山間直接支払交付金、④経営所得安定対策、⑤土地改良区決済金などに支障がないことを確認済みでございます。

それでは、別紙資料でご説明いたします。

9ページ目のほうをご覧ください。

場所は、東平田地区の平田コミセンの北側、約1.6キロメートルのところとなります。

1番から4番までの位置は字限図をご覧ください。登記地目は畑となっております。周囲は既に山林となっております。既に農地としての痕跡はなく、周囲の山林と一体化している状況となっております。

説明は以上になります。

○齋藤 均 議長

それでは、質疑に入る前ではございますが、現地調査の結果を確認いたします。

地元農業委員から現地調査の結果を報告願います。

初めに、1番から4番を9番、佐藤秀之委員より報告願います。

○9番 佐藤秀之委員

9番、佐藤です。

対象となっている北沢の農地は、長年耕作されることなく、山林化している状態です。再生が困難な状況です。周囲への影響もないことから、非農地とすることに問題はないと思われます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○12番 兼山宏勝委員

議第11号 非農地判断について、農地調査委員会では、特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第11号 非農地判断について、原案のとおり決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第11号について決定といたします。

続きまして、議第12号 各証明願ひについてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○玉澤事務局長

議第12号 各証明願ひについては、1件の証明願ひの提出がありましたので、交付の可否を決定しようとするものであります。

詳細について農地係長が説明いたします。

○齋藤農地係長

それでは、私のほうから議第12号の各証明願ひについて説明いたします。

36ページをご覧ください。

こちらの案件では、農地の贈与に係る税金の納税猶予を継続申請する際に必要となる証明書の交付依頼があったことにより、その可否についてご審議いただくものです。

納税猶予を受けている方は、3年ごとに税務署へ猶予継続の手続を行うことが必要です。この手続きには農業委員会が発行する証明書の添付が必要となるため、3年ごとに引き続き農業経営を行っているかどうかについて審議し、証明書を交付するものです。

それでは、酒田1番、願ひ出人は大豊田の〇〇さんで、対象農地は大豊田の畑と田んぼ、合計6筆です。引き続き農業経営を行っているかどうかについては、地元農業委員に確認をいただいております。

説明は以上でございます。

○齋藤 均 議長

質疑に入る前に、農業経営状況の確認をいたします。
酒田1番について、地元農業委員から状況を報告願います。
18番、三浦ひとみ委員、お願いします。

○18番 三浦ひとみ委員

18番、三浦ひとみです。
納税猶予が適用されている農地は適正に管理されておりますので、証明書の交付は妥当と考えます。
よろしくご審議のほどお願いいたします。
以上です。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○12番 兼山宏勝委員

議第12号 各証明願いについて、農地調査委員会では、証明することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

それでは、質疑に入ります。
ご質問、ご意見のある方お願いします。
ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。
議第12号 各証明願いについて、証明書を交付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第12号 各証明願いについては、交付決定といたします。
以上をもちまして、令和8年2月定例総会を閉会いたします。

午前10時30分 閉会

酒田市農業委員会規程第22条第2項の規定により、ここに署名する。

令和8年2月12日

酒田市農業委員会

議 長
(会 長)

会長職務代理者

農地調査委員長

農 業 委 員

農 業 委 員
